

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「利用者」を「利用できる者」に改める。

第15条を第18条とし、第14条を第17条とする。

第13条中「利用者」を「利用団体」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「利用者」を「利用団体」に改め、同条を第15条とする。

第11条中「利用者」を「利用団体」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第14条とする。

第10条中「利用者」を「登録団体の利用目的」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「開放施設の利用」を「利用」に改め、同条を第13条とする。

第9条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第10条 開放施設のうち体育館の使用料は、川崎市財産条例（昭和39年条例第9号）第3条第2項の規定により定め、その額は別表のとおりとする。

2 第9条第2項の利用の許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。

）が体育館を利用する場合は、前項の使用料を納付しなければならない。

3 前項の使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があるとき認めるときは、この限りではない。

（使用料の免除）

第11条 委員会は、川崎市財産条例第3条第3項の規定により準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、次の各号に掲げる利用団体について、使用料を免除するものとする。

（1） 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ど

も、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。

(2) 障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める団体

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする利用団体は、使用料免除の申請をしなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用団体の責めに帰することができない事由によって利用することができないとき。

(2) 利用団体が利用の中止を届け出て、委員会が相当の理由があると認めるとき。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

学校名	金額 (1時間当たり)
大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校、西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、平小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺小学校、稲田中学校	150円
旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小学校	200円

<p>、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中学校、白鳥中学校</p>	
<p>四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、苧宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、平中学校、金程中学校、王禪寺中央中学校、豊学校、養護学校、田島養護学校</p>	<p>250円</p>
<p>殿町小学校、さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中</p>	<p>300円</p>

学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、西高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枅形中学校、南菅中学校、生田中学校	
東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350円
御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校、土橋小学校、中野島小学校、西菅小学校、生田小学校、西生田小学校、東柿生小学校、柿生小学校、桜本中学校、平間中学校、西中原中学校、向丘中学校、中野島中学校、麻生中学校	400円
古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校、王禪寺中央小学校、今井中学校、菅生中学校	450円
子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校、川中島中学校、富士見中学校、東橘中学校、柿生中学校、はるひ野中学校	500円

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

制 定 理 由

学校施設開放における体育館の使用料を新設するため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号</p> <p>(第1条～第7条 略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第8条 開放施設を利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に居住している者</p> <p>(2) 市内に所在する会社に通勤している者</p> <p>(3) 市内の学校に通学している者</p> <p>(4) その他委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要があると認めるときは、利用で きる者の範囲を制限することができる。</p> <p>(第9条 略)</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第10条 開放施設のうち体育館の使用料は、川崎市財産条例（昭和39年条例 第9号）第3条第2項の規定により定め、その額は別表のとおりとする。</p> <p>2 第9条第2項の利用の許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。） が体育館を利用する場合は、前項の使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 前項の使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認 めるときは、この限りではない。</p> <p><u>(使用料の免除)</u></p> <p>第11条 委員会は、川崎市財産条例第3条第3項の規定により準用する同条 例第6条第1項第3号の規定に基づき、次の各号に掲げる利用団体につい て、使用料を免除するものとする。</p>	<p>○川崎市立学校の施設の開放に関する規則 昭和51年9月20日教委規則第12号</p> <p>(第1条～第7条 略)</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第8条 開放施設を利用できる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に居住している者</p> <p>(2) 市内に所在する会社に通勤している者</p> <p>(3) 市内の学校に通学している者</p> <p>(4) その他委員会が適当と認めた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要があると認めるときは、利用者 の範囲を制限することができる。</p> <p>(第9条 略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(1) 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。</u></p> <p><u>(2) 障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める団体</u></p> <p><u>2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする利用団体は、使用料免除の申請をしなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p>	
<p><u>第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 利用団体の責に帰することができない事由によって利用することができないとき。</u></p> <p><u>(2) 利用団体が利用の中止を届け出て、委員会が相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(利用の不許可)</p>	<p>(新設)</p> <p>(利用の不許可)</p>
<p><u>第13条 登録団体の利用目的が次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、利用を許可しないものとする。</u></p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用</p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための利用</p> <p>(4) その他委員会が不相当と認める利用</p> <p>(利用の中止及び許可の取消)</p>	<p><u>第10条 利用者</u>が次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、<u>開放施設</u>の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用その他政治的活動のための利用</p> <p>(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用</p> <p>(3) 専ら営利を目的とするための利用</p> <p>(4) その他委員会が不相当と認める利用</p> <p>(利用の中止及び許可の取消)</p>
<p><u>第14条 委員会は、<u>利用団体</u>が次の各号の<u>いずれか</u>に該当すると認めた場合は、その利用を中止させ又は利用許可を取消することができる。</u></p> <p>(1) 開放管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請により利用許可を受けたとき。</p>	<p><u>第11条 委員会は、<u>利用者</u>が次の各号の<u>一</u>に該当すると認めた場合は、その利用を中止させ又は利用許可を取消することができる。</u></p> <p>(1) 開放管理者の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請により利用許可を受けたとき。</p>

改正後	改正前						
<p>(3) その他委員会が利用の中止又は許可の取消の必要を認めたとき。 (利用者の弁償責任)</p> <p>第15条 利用団体は、開放施設の施設設備を故意又は過失によつてき損又は滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。 (事故の責任)</p> <p>第16条 施設の開放中に発生した事故は、委員会の責めに帰すべき場合を除き、利用団体がその責めを負うものとする。 (附属様式)</p> <p>第17条 この規則の施行について必要な様式は、教育長が定める。 (委任)</p> <p>第18条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(3) その他委員会が利用の中止又は許可の取消の必要を認めたとき。 (利用者の弁償責任)</p> <p>第12条 利用者は、開放施設の施設設備を故意又は過失によつてき損又は滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。 (事故の責任)</p> <p>第13条 施設の開放中に発生した事故は、委員会の責めに帰すべき場合を除き、利用者がその責めを負うものとする。 (附属様式)</p> <p>第14条 この規則の施行について必要な様式は、教育長が定める。 (委任)</p> <p>第15条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。</p>						
<p>別表 (第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="159 754 1081 1474"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 754 817 847">学校名</th> <th data-bbox="817 754 1081 847">金額 (1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 847 817 1070"> 大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校、西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、平小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺小学校、稲田中学校 </td> <td data-bbox="817 847 1081 1070">150円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1070 817 1474"> 旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中学校、白鳥中学校 </td> <td data-bbox="817 1070 1081 1474">200円</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	金額 (1時間当たり)	大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校、西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、平小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺小学校、稲田中学校	150円	旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中学校、白鳥中学校	200円	<p>(新設)</p>
学校名	金額 (1時間当たり)						
大師小学校、浅田小学校、坂戸小学校、下作延小学校、西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小学校、平小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺小学校、稲田中学校	150円						
旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、下小田中小学校、大谷戸小学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久末小学校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、菅生小学校、三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘小学校、栗木台小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、菅中学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中学校、白鳥中学校	200円						

改正後		改正前	
四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学校、下沼部小学校、荻宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗原小学校、犬蔵小学校、稻田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小学校、南生田小学校、片平小学校、平中学校、金程中学校、王禅寺中央中学校、龔学校、養護学校、田島養護学校	250円		
殿町小学校、さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、橘中学校、高津中学校、東高津中学校、西高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、枅形中学校、南菅中学校、生田中学校	300円		
東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350円		
御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校、土橋小学校、中野島小学校、西菅小学校、生	400円		

改正後		改正前
田小学校、西生田小学校、東柿生小学校、柿生小学校、桜本中学校、平間中学校、西中原中学校、向丘中学校、中野島中学校、麻生中学校		
古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校、王禪寺中央小学校、今井中学校、菅生中学校	450円	
子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校、川中島中学校、富士見中学校、東橘中学校、柿生中学校、はるひ野中学校	500円	

平成25年7月30日

教育委員会資料

学校施設有効活用事業における 受益者負担の適正化について

資料1 学校施設有効活用事業における受益者負担の適正化について

資料2 市民意見募集等の結果

資料3 利用実態等を踏まえた受益者負担の適正化について

資料4 受益者負担の適正化の実施に向けた今後のスケジュール

参考資料1 川崎市財産条例（抜粋）

参考資料2 受益者負担の適正化の実施における使用料区分について

学校施設有効活用事業における受益者負担の適正化について

●背景

- ・川崎市では、校庭、体育館、特別教室等の学校施設を、地域における市民のスポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの場として、学校教育に支障のない範囲で開放する、学校施設有効活用事業を行っている。
- ・現在、校庭夜間開放の照明電気代等を除き、その経費は公費負担となっている。

●受益者負担の適正化に関する検討の経過

- ・平成21年度の包括外部監査で「学校施設の開放に係る体育館電気代等の諸経費については、利用者に一定の受益者負担を求めることが望ましい」との監査意見が出される。
- ・「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～(平成23～25年度)」においては、体育館電気代等の諸経費について平成25年度に受益者負担を導入することとしている。
- ・教育委員会では、平成22・23年度に「川崎市立学校施設有効活用あり方検討委員会」を設置して、受益者負担についての検討を行い、「体育館の照明の電気代は、負担を求めるべき」、「受益者負担の導入にあたっては、開放運営委員会による円滑な運営や、地域と学校の良い関係が継続していけるように、十分な配慮が必要」等の報告が出された。また、この間に市民及び利用団体アンケートを実施した。

●受益者負担の適正化における概要

- ・学校体育館の施設開放での利用について、川崎市財産条例に基づき教育委員会規則で使用料を規定する。
- ・使用料は、体育館の規模、設備等によって平均電気単価等から算出した光熱水費に徴収経費を加算して、段階を設けて設定する。
- ・使用料の額は、平成24年度の学校における電気代等の実績を参考に、学校の体育館ごとに1時間あたり150円から500円で設定する。
- ・支払いについては、事前に利用券を購入して利用申込書に貼付する方法とし、利用券は、コンビニエンスストアでの販売を予定している。

市民意見募集等の結果

●市民意見募集の結果概要

- ・受益者負担の適正化の円滑な実施に向けて、利用団体を中心に意見を募集したところ、263通（346件）の御意見があった。

[募集期間：平成 25 年 2 月 15 日(金)～3 月 21 日(木)]

意見分類	計(件)
(1) 子どもや障がい者団体等の利用に関すること	67
(2) 使用料の金額に関すること	32
(3) 支払い方法など手続きに関すること	78
(4) 徴収の対象となる利用に関すること	112
(5) その他	57
合 計	346

[各分類の意見要旨]

- (1) ・子どもたちのために使用する学校施設の使用料の徴収に反対。子どもに関わる活動は、税金でまかなって欲しい。
 - ・利用団体の中には障がい者（手帳を持っている）団体がある。その団体には電気料金の免除をお願いしたい。
- (2) 使用料の目安が1時間あたり 250 円ということだが、負担が大きい。段階的に引き上げるなどの配慮が欲しい。
- (3) 利用報告書に利用券を貼る方法がいいと思う。
- (4) 日中照明を使用せず、長時間体育館を使用する団体が施設利用代を負担する一方で、屋外を使用する団体に負担がないのは不公平に感じる。
- (5) 適正に算出された経費の応分の負担であれば、やむを得ないと考える。ただし、運営に携わる方々の業務負担が過度に増えないよう望む。

●教育長あて要望書の提出

- ・平成 25 年 5 月に(社)川崎市子ども会連盟から、「子どもたちの健全育成の活動の場であり、その使用料については全額免除してほしい」旨の要望書が教育長あてに提出された。

●議会あての請願

- ・子どもを中心としたスポーツ活動の地区連盟 2 団体から、体育館利用における減免措置の請願が提出され、審議が行われた。

利用実態等を踏まえた受益者負担の適正化について

●登録団体数と活動内容

- 平成 24 年度の体育館利用登録団体は 1,714 団体
そのうち、一般の団体は 1,101 団体、子どもの団体は 604 団体、障がい者団体は 9 団体

《一般団体》活動種目	団体数
バレーボール	516
バドミントン	164
バスケットボール	153
卓球	58
太鼓	22
剣道	21
その他	167
合 計	1,101

《子ども団体》活動種目	団体数
ミニバスケットボール	82
バレーボール	74
器械体操・新体操	45
一輪車	33
バドミントン	32
空手	32
その他	306
合 計	604

●子どもの団体の利用状況

- 子どもの団体について、平成 24 年 1 月から 12 月までの 1 年間の利用実態調査を実施。(各区小学校 2 校・中学校 1 校、計 21 校を抽出して集計)

利用状況	全体(21校)	うち子どもの団体	全体比
回数	7,348 回	2,226 回	30.3%
時間	17,930 時間	6,439 時間	35.9%
人数	149,861 人	47,729 人	31.8%

●障がい者団体の利用状況

- 障がい者団体は、主に特別支援学校の卒業生を中心に構成され、1 回 2 時間、月 2 回から 2 ヶ月に 1 回程度利用しています。いずれの団体も、年間を通してバスケットボールなどのスポーツやレクリエーション活動を行っている。

●利用実態等を踏まえた受益者負担の適正化の考え方

- 現在、体育館を利用して活動している子どもの団体は、その多くがスポーツやレクリエーション活動を通じて、子どもの健全育成や体力向上を目的にしているため、これらの活動を支援することは、子どもの健全育成に有効であり、公益性がある。
- 請願や要望書にも記載されているように、各団体は、参加する子どもからの会費を主な活動資金としているため、使用料が発生することによって、各家庭の経済的な負担が増加し、子どもたちのスポーツ、レクリエーション等を体験する機会が減少する恐れがある。
- 障がい者団体の利用についても、スポーツ、レクリエーション活動を通じた、地域で自立した豊かな生活や健康増進等への影響が懸念される。
- 以上のことから、次の団体の使用料を免除とする。
 - (1) 子どもの健全育成を目的とし市内に在住する義務教育終了前の子どもと指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上は子どもであること。
 - (2) 障がい者の社会参加等を目的とし、主に障がい者と指導者で構成する団体。

受益者負担の適正化の実施に向けた今後のスケジュール

●平成25年7月30日 教育委員会臨時会

「川崎市立学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」案 審議

●平成25年8月25日(日)から平成25年9月7日(土)利用団体向けの説明会を開催

- ・ 8月25日(日) 午後2時から 幸市民館 大会議室
- ・ 8月27日(火) 午後6時から 麻生市民館 大会議室
- ・ 8月29日(木) 午後6時から 高津市民館 大会議室
- ・ 9月 2日(月) 午後6時から 教育文化会館 大会議室
- ・ 9月 4日(水) 午後6時から 宮前市民館 大会議室
- ・ 9月 6日(金) 午後6時から 多摩市民館 大会議室
- ・ 9月 7日(土) 午前9時半から 中原市民館 多目的ホール

●平成25年10月 コンビニエンスストアにて利用券の販売を開始

●平成26年1月利用分より、学校体育館における受益者負担の適正化実施(使用料徴収)

川崎市財産条例（抜粋）

（使用料）

第3条 行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合の使用料は、年額、月額又は日額とし、その額は次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として市長が定める。

- （1） 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額
- （2） その他の物件 時価、取得価額、減価償却額、修繕費、保険料、使用の態様その他の事情を勘案して評定する額

2 前項の規定にかかわらず、学校の施設の使用（教育委員会が別に定める学校の施設の使用に限る。）を許可する場合の使用料は使用時間の区分を単位とする額とし、その額は市の近傍同種の施設の使用料（行政財産の使用許可に係る使用料を除く。）又は利用に係る料金の額、使用の態様その他の事情を勘案して教育委員会が評定する額とする。

3 行政財産の使用許可に係る使用料の減免については第6条の規定を準用する。

（普通財産の無償貸付け若しくは減額貸付け又は貸付料の減免）

第6条 普通財産は、次の各号の一に該当する場合は、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

- （1） 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用に供するとき。
- （2） 前条第2項に掲げる団体において、同項に定める公益事業の用に供するとき。
- （3） 事務又は事業の遂行上その他公益上特に必要があるとき。

受益者負担の適正化の実施における使用料区分について

金額 及び校数	No.	学 校 名	消費電力 (w)	照明 電球 (w)	個数	【参考】 体育館 (年度)
150円 (15校)	1	下布田小学校	3,760	400 360	4 6	S53
	2	浅田小学校	4,000	400	10	S41
	3	大師小学校	4,000	400	10	S45
	4	宿河原小学校	4,000	400	10	S49
	5	宮崎台小学校	4,000	400	10	S50
	6	西野川小学校	4,000	400	10	S54
	7	平小学校	4,000	400	10	S52
	8	鷲沼小学校	4,000	400	10	S52
	9	西有馬小学校	4,000	400	10	S52
	10	宮前平小学校	4,000	400	10	S54
	11	長尾小学校	4,000	400	10	S56
	12	真福寺小学校	4,000	400	10	S56
	13	下作延小学校	4,000	400	10	S57
	14	稲田中学校	4,000	200	20	S58
	15	坂戸小学校	4,200	500 400	2 8	S46
200円 (28校)	16	長沢小学校	4,600	500 400	6 4	S51
	17	虹ヶ丘小学校	4,600	500 400	6 4	S50
	18	白幡台小学校	4,800	400	12	S48
	19	木月小学校	4,800	400	12	S47
	20	下小田中小学校	4,800	400	12	S46
	21	梶ヶ谷小学校	4,800	400	12	S48
	22	久末小学校	4,800	400	12	S46
	23	菅生小学校	4,800	400	12	S45
	24	西生田中学校	4,800	400	12	S47
	25	栗木台小学校	4,800	400	12	S57
	26	有馬中学校	4,800	400	12	S52
	27	犬蔵中学校	4,800	400	12	S53
	28	菅中学校	4,800	400	12	S52
	29	長沢中学校	4,800	400	12	S53
	30	南生田中学校	4,800	400	12	S52
	31	幸町小学校	5,000	500	10	S53
	32	三田小学校	5,200	500 400	4 8	S48
	33	南野川小学校	5,200	500 300	8 4	S48
	34	有馬小学校	5,200	500 400	4 8	S48
	35	南百合丘小学校	5,200	500 400	4 8	S46

受益者負担の適正化の実施における使用料区分について

金額 及び校数	No.	学 校 名	消費電力 (w)	照明 電球 (w)	個数	【参考】 体育館 (年度)
200円	36	千代ヶ丘小学校	5,400	500 400 300	3 6 5	S50
	37	大谷戸小学校	5,400	180	30	H25
	38	夢見ヶ崎小学校	5,600	400	14	S58
	39	西楯ヶ谷小学校	5,600	400	14	S58
	40	日吉小学校	5,600	400	14	S57
	41	旭町小学校	5,600	400	14	S57
	42	白鳥中学校	6,000	500	12	S53
	43	野川中学校	6,000	400	15	S55
250円 (47校)	44	南生田小学校	6,400	400	16	S51
	45	東小倉小学校	6,400	400	16	S59
	46	王禅寺中央中学校	6,800	500 400	4 12	S54
	47	今井小学校	7,040	220 220	16 16	H2
	48	犬蔵小学校	7,200	400	18	S51
	49	新作小学校	7,200	400	18	S59
	50	東大島小学校	7,200	400	18	S61
	51	渡田小学校	7,200	400	18	S58
	52	登戸小学校	7,200	400	18	S58
	53	大島小学校	7,200	400	18	S58
	54	玉川小学校	7,200	400	18	S58
	55	南河原小学校	7,200	400	18	S60
	56	四谷小学校	7,200	400	18	S61
	57	西丸子小学校	7,200	400	18	S61
	58	藤崎小学校	7,200	400	18	S60
	59	田島小学校	7,200	400	18	S60
	60	新町小学校	7,200	400	18	S60
	61	川崎小学校	7,200	400	18	S60
	62	荻宿小学校	7,200	400	18	S62
	63	宮崎小学校	7,200	400	18	S60
	64	古川小学校	7,200	400	18	S60
	65	小倉小学校	7,200	400	18	S61
	66	上丸子小学校	7,200	400	18	S62
	67	西御幸小学校	7,200	400	18	S63
68	田島養護学校	7,200	240	30	S57	
69	宮前小学校	7,200	400	18	S59	
70	久本小学校	7,200	400	18	S59	

受益者負担の適正化の実施における使用料区分について

金額 及び校数	No.	学 校 名	消費電力 (w)	照明 電球 (w)	個数	【参考】 体育館 (年度)
250円	71	川中島小学校	7,200	400	18	S59
	72	稲田小学校	7,200	400	18	S59
	73	東小田小学校	7,200	400	18	S59
	74	上作延小学校	7,200	400	18	S60
	75	東高津小学校	7,200	400	18	S60
	76	菅小学校	7,200	400	18	S60
	77	片平小学校	7,200	400	18	S58
	78	下沼部小学校	7,200	400	18	S62
	79	東住吉小学校	7,200	400	18	S62
	80	宮内小学校	7,200	360	20	H22
	81	南原小学校	8,000	400	20	S60
	82	南菅小学校	8,000	400	20	S59
	83	下平間小学校	8,000	400	20	S61
	84	稗原小学校	8,000	400	20	S60
	85	住吉小学校	8,000	400	20	S63
	86	豊学校	8,000	400	20	S53
	87	養護学校	8,000	400	20	H2
	88	下河原小学校	8,000	400	20	H3
	89	平中学校	8,000	400	20	S61
	90	金程中学校	8,000	400	20	S60
300円 (39校)	91	宮前平中学校	8,400	400	21	S51
	92	西高津中学校	8,400	220 200	20 20	H3
	93	平間小学校	8,800	400	22	S63
	94	新城小学校	8,800	400	22	S63
	95	宮内中学校	9,200	400	23	S60
	96	南菅中学校	9,300	400 300 250	12 10 6	S59
	97	枅形中学校	9,600	400	24	S57
	98	御幸中学校	9,600	400	24	S57
	99	大師中学校	9,600	400	24	S58
	100	塚越中学校	9,600	400	24	S58
	101	東高津中学校	9,600	400	24	S58
	102	京町中学校	9,600	400	24	S59
	103	川崎中学校	9,600	400	24	S59
	104	田島中学校	9,600	400	24	S59

受益者負担の適正化の実施における使用料区分について

金額 及び校数	No.	学 校 名	消費電力 (w)	照明 電球 (w)	個数	【参考】 体育館 (年度)
300円	105	住吉中学校	9,600	400	24	S59
	106	井田中学校	9,600	400	24	S59
	107	橘中学校	9,600	400	24	S59
	108	渡田中学校	9,600	400	24	S59
	109	南河原中学校	9,600	400	24	S62
	110	高津中学校	9,600	400	24	S59
	111	南加瀬中学校	9,600	400	24	S60
	112	玉川中学校	9,600	400	24	S60
	113	臨港中学校	9,600	400	24	S60
	114	日吉中学校	9,600	400	24	S61
	115	中原中学校	9,600	400	24	S60
	116	南大師中学校	9,600	400	24	S60
	117	宮崎中学校	9,600	400	24	S62
	118	富士見台小学校	9,600	400	24	S62
	119	生田中学校	9,600	400	24	S62
	120	南加瀬小学校	9,920	400 220	16 16	S63
	121	麻生小学校	9,920	400 220	16 16	H2
	122	向小学校	9,920	400 220	16 16	H2
	123	殿町小学校	9,920	400 220	16 16	H4
	124	戸手小学校	9,920	400 220	16 16	H3
125	京町小学校	9,920	400 220	16 16	H5	
126	さくら小学校	9,920	400 220	16 16	H5	
127	大戸小学校	9,920	400 220	16 16	H1	
128	小田小学校	9,920	400 220	16 16	H7	
129	井田小学校	9,920	400 220	16 16	H8	
350円 (4校)	130	向丘小学校	10,400	400 250	16 16	H8
	131	岡上小学校	10,720	400 270	16 16	S61
	132	金程小学校	11,860	400 220	17 23	H1
	133	東門前小学校	11,900	400 360 400 360	10 10 5 5	H19
400円 (17校)	134	中野島小学校	12,000	400 200	20 20	H9
	135	西中原中学校	12,000	500	24	S59
	136	御幸小学校	12,160	400 360	16 16	H20
	137	西菅小学校	12,400	400 220	20 20	H1
	138	土橋小学校	12,400	400 220	20 20	H17
	139	中原小学校	12,400	400 220	20 20	H8

受益者負担の適正化の実施における使用料区分について

金額 及び校数	No.	学 校 名	消費電力 (w)	照明 電球 (w)	個数	【参考】 体育館 (年度)
400円	140	麻 生 中 学 校	12,400	400 220	20 20	H2
	141	桜 本 中 学 校	12,400	400 220	20 20	H1
	142	西 生 田 小 学 校	12,400	400 220	20 20	H11
	143	高 津 小 学 校	12,400	400 220	20 20	H9
	144	柿 生 小 学 校	12,400	400 220	20 20	H14
	145	東 柿 生 小 学 校	12,400	400 220	20 20	H6
	146	向 丘 中 学 校	12,400	400 220	20 20	H2
	147	平 間 中 学 校	12,400	400 220	20 20	H7
	148	中 野 島 中 学 校	12,400	400 220	20 20	H6
	149	生 田 小 学 校	12,800	800	16	H3
	150	末 長 小 学 校	12,800	400	32	H5
450円 (7校)	151	菅 生 中 学 校	14,400	400 200	24 24	H8
	152	今 井 中 学 校	14,880	400 220	24 24	H9
	153	古 市 場 小 学 校	14,880	400 220	24 24	H14
	154	久 地 小 学 校	15,200	400 360	20 20	H19
	155	王 禪 寺 中 央 小 学 校	15,200	400 360	20 20	H22
	156	東 菅 小 学 校	15,200	400 360	20 20	H24
	157	野 川 小 学 校	15,520	700 270	16 16	H2
500円 (9校)	158	子 母 口 小 学 校	16,000	400 400	20 20	H5
	159	東 橘 中 学 校	16,000	400 400	20 20	H5
	160	柿 生 中 学 校	16,800	700	24	H22
	161	富 士 見 中 学 校	17,360	400 220	28 28	H11
	162	東 生 田 小 学 校	18,240	400 360	24 24	H20
	163	川 中 島 中 学 校	18,240	400 360	24 24	H17
	164	百 合 丘 小 学 校	19,200	240	80	H24
	165	橘 小 学 校	19,200	400	48	H16
	166	は る ひ 野 中 学 校	25,200	700	36	H19